

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和 7 年 6 月改訂

日 南 町

目次

第1章 計画策定の主旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画対象区域	3
第4節 計画の範囲	3
第5節 計画目標年次	3
第6節 計画の管理	3
第2章 日南町の概況	5
第1節 自然概況	5
第2節 社会概況	7
第3節 将来計画	13
第3章 ごみ処理の概要	15
第1節 ごみ処理の現状	15
第2節 ごみ処理の課題	29
第3節 ごみ処理行政の動行	31
第4章 ごみ処理基本計画	37
第1節 ごみ処理基本方針	37
第2節 ごみ処理体制	39
第3節 ごみの排出抑制・再資源化計画	40
第4節 ごみの収集・運搬計画	44
第5節 ごみの中間処理計画	48
第6節 最終処分計画	48

第1章 計画策定の主旨

第1節 計画の目的

日南町一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、日南町（以下、「当町」といいます。）の区域内の一般廃棄物（ごみ）処理に関する計画を定めるものです。

本計画は、当町の一般廃棄物を適正かつ効率的に安全で安定的に処理するための指針として策定します。本計画では、当町が今後目指すべき循環型社会の基本的な考え方を明確にし、長期的な視野に立った方針を定めます。その方針に基づいて、ごみの発生抑制、減量及びリサイクル並びにごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正処理を行うために必要な基本的事項を定め、将来目標を設定します。

本計画の策定及び改訂は、当町における廃棄物処理の現況を把握・整理し、現況における課題を抽出したうえで、現在の社会情勢、経済情勢や当町の地域特性、町民要望等を踏まえて行います。

廃棄物処理法

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置付けは、図1-2-1のとおりです。本計画は、「廃棄物処理法」、「容器包装リサイクル法」等の関係法令や国及び鳥取県の計画等に基づき、長期的・総合的視点に立って策定します。「日南町総合計画」と「第3次日南町環境基本計画」は、本計画の上位計画に位置するため、本計画は総合計画の基本構想と環境基本計画に即した計画として策定します。本計画は、当町が関わる計画（「鳥取県西部広域行政管理組合第8期分別収集計画」「鳥取県西部地域循環型社会形成推進地域計画」）との整合を図ります。本計画は、10年間の長期計画であり毎年度策定する日南町一般廃棄物処理実施計画の上位計画に位置します。

なお、一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一

一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

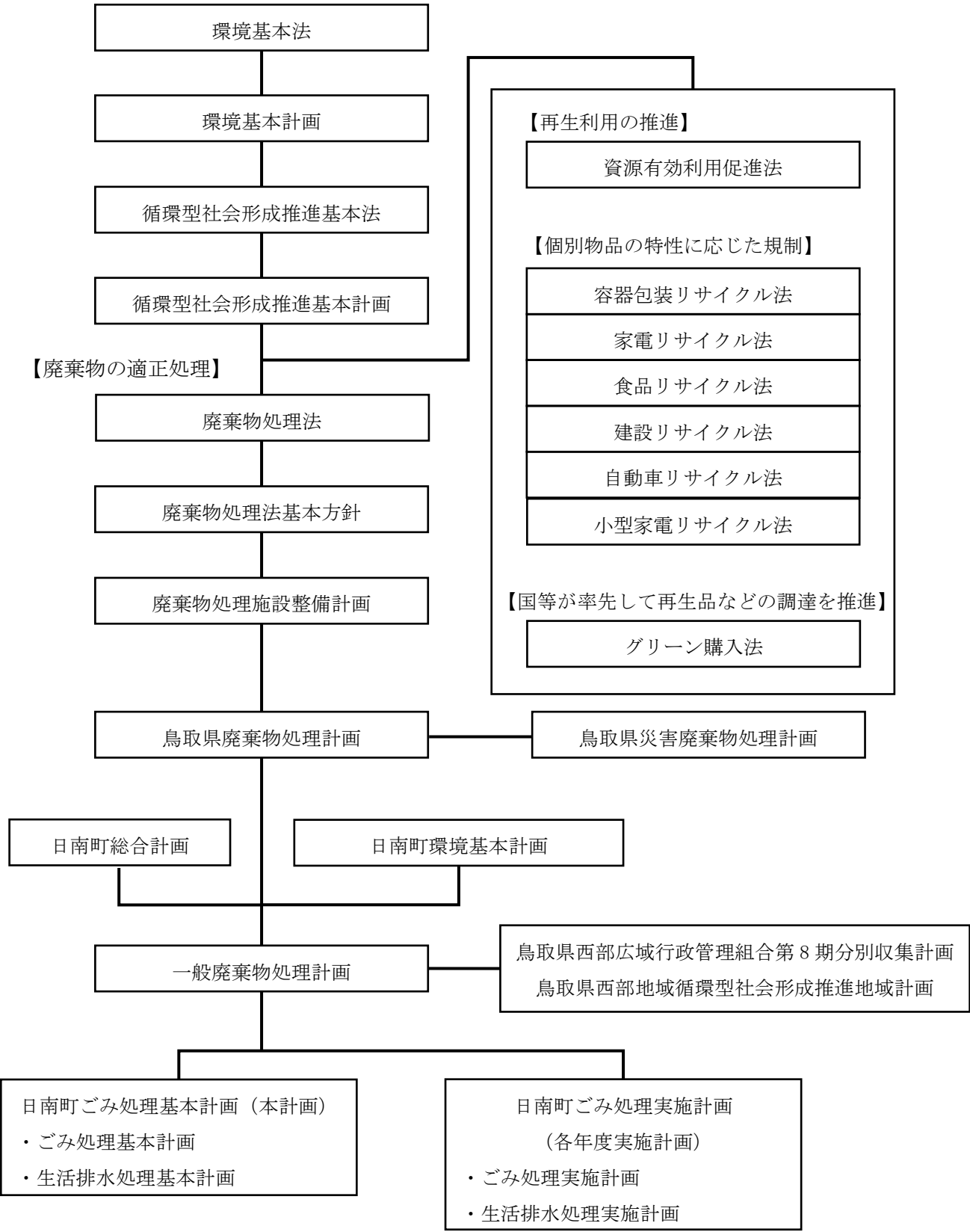


図 1-2-1 計画の位置づけ

第 3 節 計画対象区域

本計画の対象区域は、当町の行政区域内全域とします。

第 4 節 計画の範囲

本計画の範囲は、一般廃棄物のうち「ごみ」を対象にします。ここで、一般廃棄物には「ごみ」と「生活排水」が含まれます。「ごみ」には事業系一般廃棄物も含まれます。「生活排水」は、生活雑排水、し尿及び浄化槽汚泥とします。

第 5 節 計画目標年次

本計画は、平成 30 年度を初年度とする 10 年間を計画期間とし、計画目標年次は令和 9 年度(2027 年)とします。本計画は、概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

第 6 節 計画の管理

当町は、一般廃棄物処理計画について、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）の PDCA サイクルにより、継続的に本計画の点検、見直し、評価を行います。

1. 一般廃棄物処理計画の策定（Plan）

当町は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、日南町環境審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づき一般廃棄物処理計画を策定します。策定にあたっては、環境保全を前提としつつ、循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則や廃棄物処理法基本方針を踏まえ、地域における一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策を適切に盛り込み、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとします。

2. 施策の実行（Do）

当町は、廃棄物処理法第 6 条の 2 に基づき、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）します。

3. 評価（Check）

当町は、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の指標として、処理システム指針に示された標準的な評価項目（指標）を用い、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価します。

4. 見直し（Act）

市町村は、一般廃棄物処理基本計画について、評価を踏まえて概ね 5 年ごと、または、計画策定の前提

となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。なお、改定に当たっても、評価を踏まえて策定された改定案について住民や事業者に対して説明し、理解と協力を得るよう努めます。

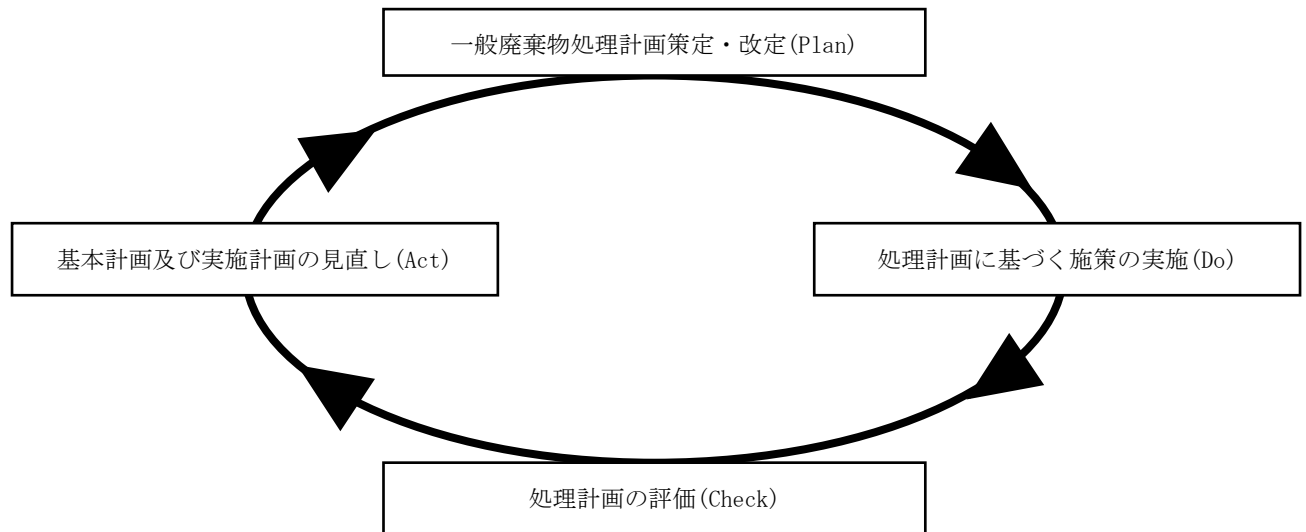


図 1-6-1 一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル

第2章 日南町の概況

第1節 自然概況

1. 位置

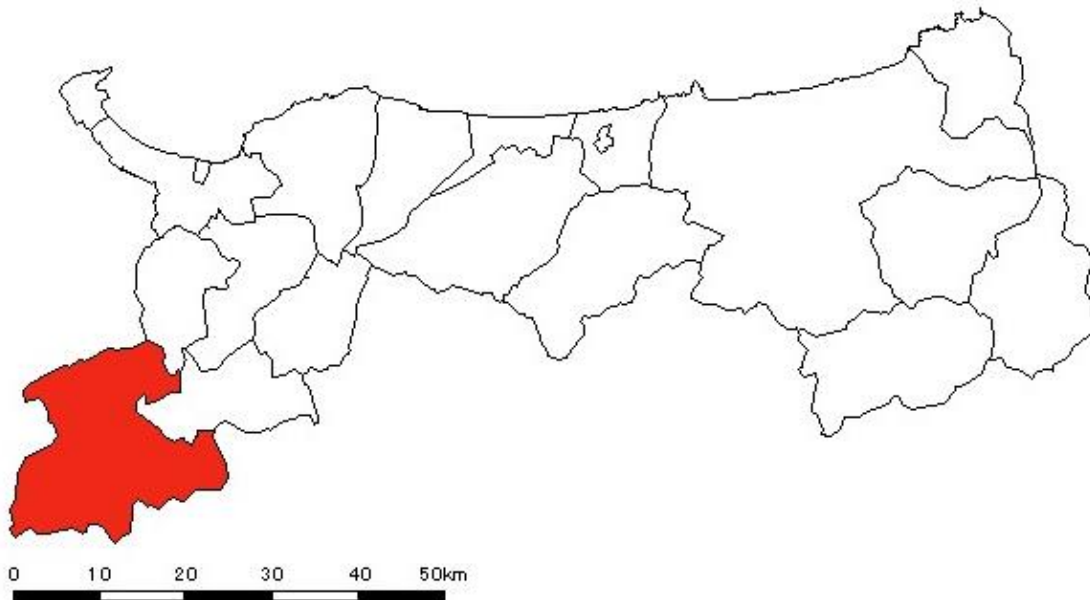


図 2-1-1 当町の位置

2. 地勢

中国山地のほぼ中央に位置し、北西は島根県(安来市、奥出雲町)、南西は広島県(庄原市)、南は岡山県(新見市)と3県に接し、東西に25km、南北に23kmという広がりを持ち、340.87km²の面積を有しています。南部は中国山地の脊梁となる道後山(1,269m)や花見山(1,188m)など1,000m級の山がそびえ、北部はなだらかな準平野大地が広がっています。県三大河川のひとつである日野川は、当町に源流を發し町の中央部を流れ、谷間から大小の河川がこれに合流しています。これらの流域を中心に標高280mから600mの間に大部分の集落と耕地があります。

3. 気象

日南町は、中国山地型気候で冷涼多雨を特徴とする気候です。平成28年(2016)の平均気温は12.2℃で、年平均総雨量は2,009mmです。

表 2-1-1 気象概況（平成 28 年）

区分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
最高気温(℃)	14	14	19.4	24.8	28.5	29.6	31.7	33.2	30.4	28.8	18.4	16.3	33.2
最低気温(℃)	-9.8	-14	-7.6	-2.9	2.2	3.3	15.8	13.2	12.4	2.6	-2.9	-6.5	-14
平均気温(℃)	0.1	0.7	5.0	11.3	16.1	19.3	23.4	23.1	20.2	14.9	8.0	3.8	12.2
降水量(mm)	161.5	135.5	75	140	111.5	247.5	162.5	115.5	399.5	109.5	113	237.5	2008.5

出典：「気象統計情報」、気象庁ホームページ

観測地点：鳥取県茶屋

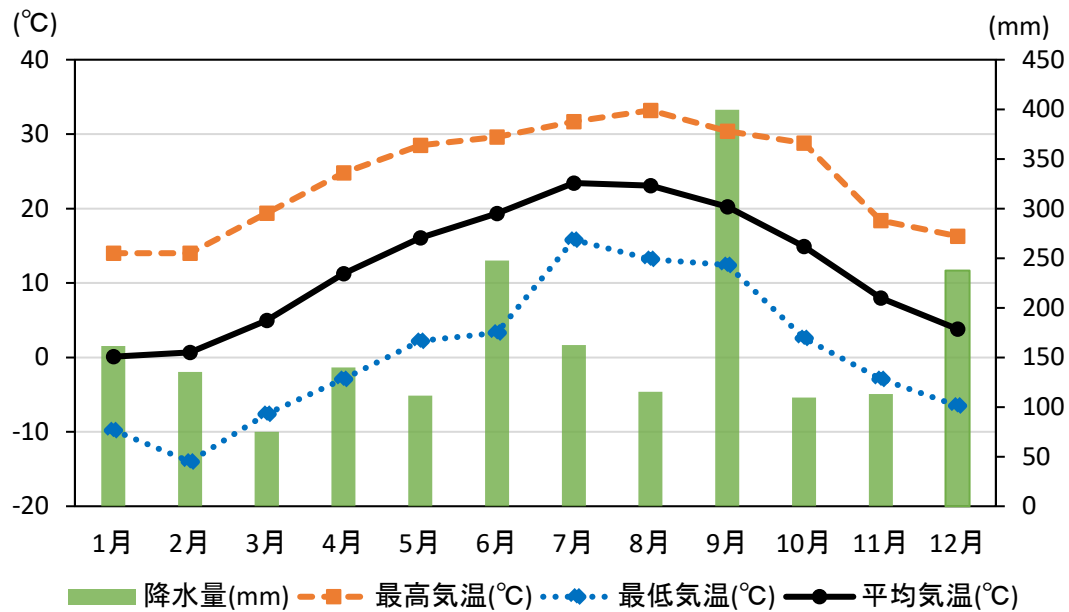


図 2-1-2 気温と降水量（平成 28 年，2016 年）

第 2 節 社会概況

1. 人口・世帯数

日南町の人口は令和 2 年の国勢調査によると 4,196 人となっています。国勢調査から見た町の人口は、昭和 25 年の 16,040 人をピークに減り続けています。令和 2 年国勢調査では昭和 25 年の約 26%まで減少し、70 年間で約 74%の人口が減少しました。

表 2-2-1 人口及び世帯数の推移

年	人口（人）	世帯数	世帯員数
S25(1950)	16,040	3,016	5.3
S30(1955)	16,023	3,061	5.2
S35(1960)	15,286	3,125	4.9
S40(1965)	13,130	2,961	4.4
S45(1970)	11,051	2,790	4.0
S50(1975)	9,730	2,638	3.7
S55(1980)	8,889	2,552	3.5
S60(1985)	8,470	2,452	3.5
H2(1990)	7,974	2,401	3.3
H7(1995)	7,382	2,350	3.1
H12(2000)	6,696	2,255	3.0
H17(2005)	6,112	2,206	2.8
H22(2010)	5,460	2,099	2.6
H27(2015)	4,765	1,933	2.5
R2(2020)	4,196	1,791	2.3

出典：国勢調査

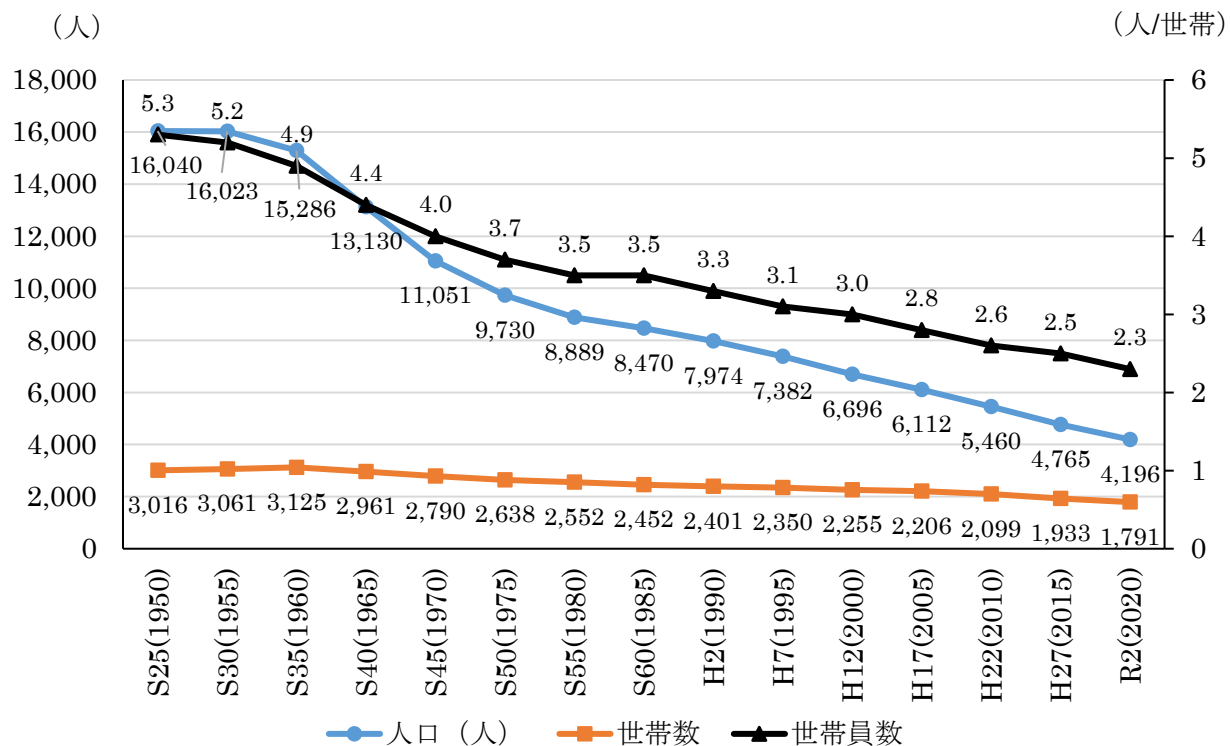


図 2-2-1 人口及び世帯数の推移

表 2-2-2 平成 27 年度と令和 2 年度の人口区分ごとの人口及び割合

	平成 27 年度(2015 年)		令和 2 年度(2020 年)	
	人口	割合	人口	割合
年少人口(0～14 歳)	352	7.4	296	7.1
生産年齢人口(15～64 歳)	2,068	43.4	1,708	40.7
老年人口(65 歳以上)	2,345	49.2	2,192	52.2
合計	4,765	100.0	4,196	100.0
年少人口指数	17.0		17.3	
老年人口指数	113.4		128.3	

出典：国勢調査

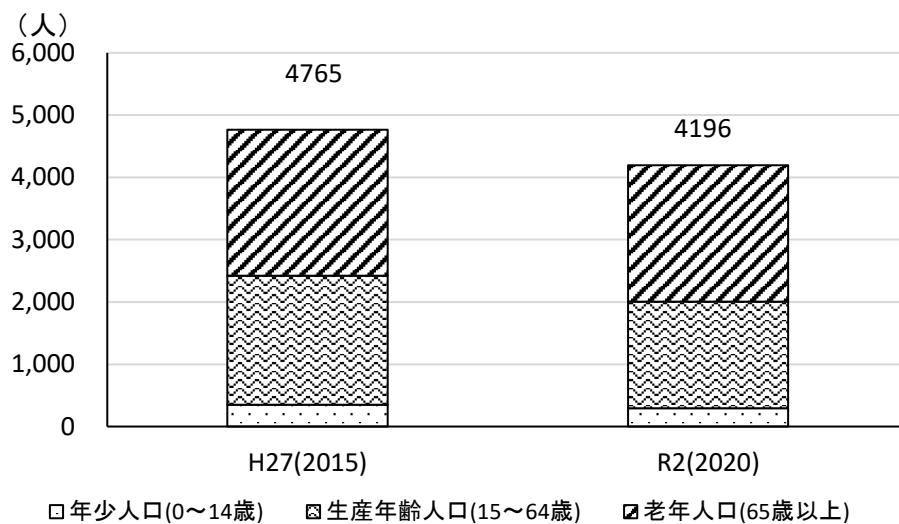


図 2-2-2 平成 27 年度と令和 2 年度の人口区分ごとの人口

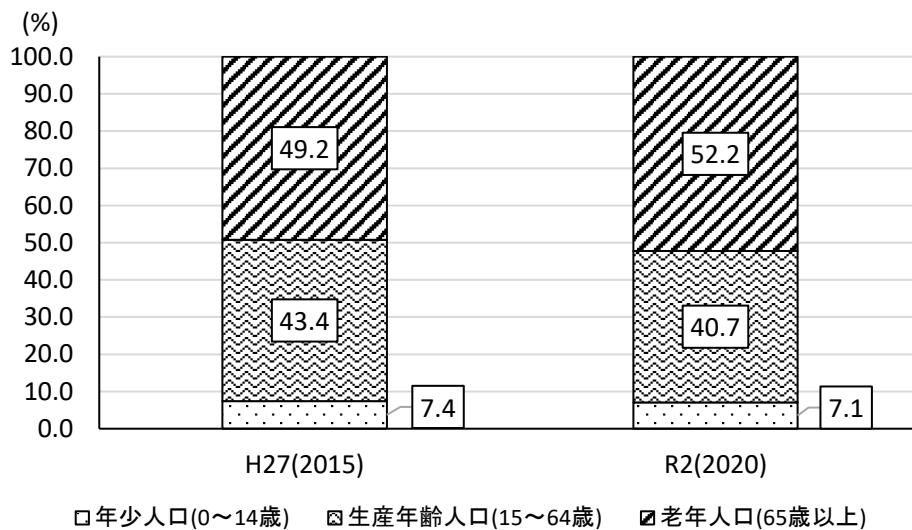


図 2-2-3 平成 27 年度と令和 2 年度の 5 歳階級別人口割合

当町における平成 27 年度及び令和 2 年度の区分ごと人口は、表 2-2-2 及び図 2-2-2～3 のとおりです。年少人口が少なく、老年人口が多くなっています。平成 27 年度と令和 2 年度を比較すると、区分ごとの割合に大きな変化がありませんが、老年人口よりも生産年齢人口が減少しています。年少人口指数が 0.3 ポイント増加し、老年人口指数が 14.9 ポイント増加しています。

2. 産業

平成 27 年国勢調査による産業別就業者数の構成は、第 1 次産業 33.4%、第 2 次産業 17.2%、第 3 次産業 49.3%となっています。

農林業を専業に行う第 1 次産業の就業者数及びその割合は昭和 30 年以降ともに減少を続けており、平成 18 年の就業人口は昭和 30 年に比べて 6 分の 1 まで減少しています。米の価格低迷や安い外国産材の輸入量増加、さらには農林業従事者の高齢化や後継者不足などが課題として挙げられます。

建設業・製造業である第 2 次産業の就業者数は昭和 45 年以降大きく増加しましたが、昭和 55 年をピークに減少に転じ、現在ではピーク時の半数以下に減少しています。景気の低迷、公共工事の減少に伴い、事業の転換・多角化等が求められています。

表 2-2-3 産業別就業者人口

産業分類	H12	H17	H22	H27
第 1 次産業	1, 190	1, 059	913	809
農業	1, 049	989	787	700
林業	140	70	126	109
漁業	1	0	0	0
第 2 次産業	991	562	480	417
鉱業	22	5	4	3
建設業	634	417	298	249
製造業	335	140	178	165
第 3 次産業	1, 449	1, 436	1, 257	1, 194
電気・ガス・熱供給・水道業	9	3	3	2
サービス業	1, 311	1, 301	1, 123	1, 052
公務（他に分類されないもの）	129	132	131	140
合計	3, 630	3, 057	2, 650	2, 420

出典：国勢調査

表 2-2-4 産業別就業者割合

	H12(2000)	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)
第 1 次産業	32. 8	34. 6	34. 5	33. 4
第 2 次産業	27. 3	18. 4	18. 1	17. 2
第 3 次産業	39. 9	47. 0	47. 4	49. 3

出典：国勢調査

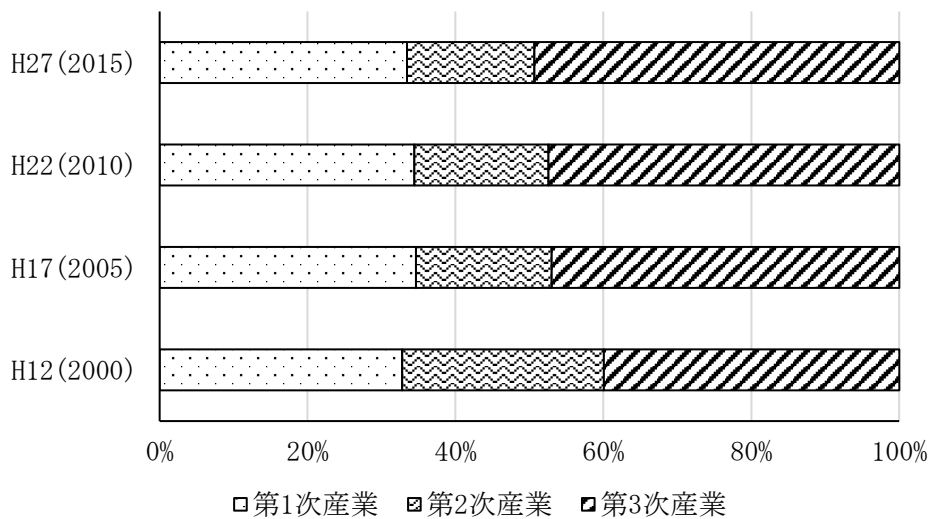


図 2-2-4 産業物就業者割合

3. 交通

国道 183 号が北東から南西に貫いており、主要地方道と一般県道がそれにつながっています。そして、その間に町道等が張り巡らされ、地域全体をつないでいます。また、町の東部を JR 伯備線が縦断しています。

4. 土地利用

当町の地目別面積は表 2-2-5 及び図 2-2-のとおりです。地目別面積は「山林」が最も広い面積を占めています。

表 2-2-5 地目別面積

地目	農地		宅地	山林	その他	合計
	田	畑				
面積 (ha)	1,417	257	189	30,461	1,772	34,096
割合 (%)	4.2	0.8	0.6	89.3	5.2	100.0

出典：農地台帳、固定資産税概要調書、鳥取県林業統計

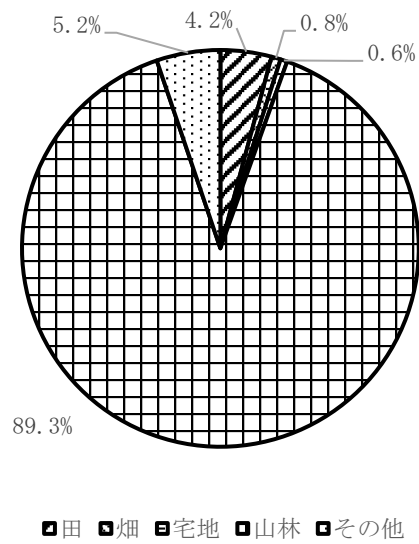


図 2-2-5 地目別面積割合

第3節 将来計画

当町では、令和2年に「第6次日南町総合計画」を策定しました。総合計画は、まちづくりの最も基本となる方針を示したもので、本計画の上位計画に位置します。また、令和5年3月に「第4次日南町環境基本計画（グリーンドリーム計画）」を策定しました。環境基本計画は環境政策の最も基本となる方針を示したもので、本計画の上位計画に位置します。総合計画の基本構想の概要及び総合計画における一般廃棄物に関して取組む施策は次のとおりです。

表 2-3-1 第6次日南町総合計画の基本構想の概要

期 間	令和2～11年度（10年間）
基 本 理 念	『創造的過疎のまちへの挑戦』に向けた 「ひとづくり」と「持続可能なまちづくり」
基 本 目 標	1. しごとをつくり、安心して働けるまちづくり 2. 日南町への移住・定住を促進させる 3. 結婚・出産・子育ての希望を実現させる 4. 安心して暮らし続けられるまちづくり
基 本 施 策	1. しごとをつくり、安心して働けるまちづくり ○農業の振興 ○林業の振興 ○産学官連携で研究する産業 ○商工業の振興 ○就労・雇用 2. 日南町への移住・定住を促進させる ○IUターン対策 ○住宅施策 ○関係人口増加対策 ○地域おこし協力隊制度 ○ふるさと納税 3. 結婚・出産・子育ての希望を実現させる ○結婚対策 ○出産・出産後のサポート ○小児科医の確保 ○保育 ○義務教育 4. 安心して暮らし続けられるまちづくり ○防犯・防災・交通安全 ○上下水道の整備・管理 ○交通の確保 ○公共施設等維持管理 ○保健 ○地域医療 ○地域福祉 ○高齢者福祉 ○障がい者福祉 ○人権施策 ○まちづくり ○大学連携 ○生涯学習 ○観光 ○国際交流 ○情報発信 ○環境対策

表 2-3-2 総合計画における一般廃棄物に関して取組む施策

生活排水処理	基本方針	農業集落排水事業または浄化槽整備事業を引き続き推進します。
	関連事業	・地域の特性などを考慮して農業集落排水事業または浄化槽整備事業を推進し、処理率の向上を図ります。
ごみ処理	基本方針	行政をはじめ家庭や企業と連携しながら、これからも地域社会全体で循環型社会の推進に取り組めます。
	関連事業	○廃棄物の減量化・再資源化・再利用について、学習機会の提供や啓発活動に取り組み、町民・事業者の廃棄物排出抑制・資源有効活用を推進します。 ○長期定期的な廃棄物処理体制の在り方を広域市町村で引き続き協議するとともに、廃棄物の不法投棄等をさせない監視体制の充実と回収に努めます。 ○小水力発電・太陽光エネルギー・木質系燃料などの再生可能エネルギー利活用について地域特性を踏まえて検討します。

第 3 章 ごみ処理の概要

第 1 節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体制

当町のごみ処理体制は図 3-1-1 のとおりです。当町は家庭系ごみについてのみ収集を行っています。事業系一般廃棄物については排出事業者が直接持ち込むごみもしくは許可業者が収集したごみを清掃センターで受入れています。なお、当町のごみの収集運搬業務は、民間業者に委託しています。

当町の可燃ごみは、日南町清掃センターで焼却処理による減量化を行っています。焼却処理後に排出される焼却残渣（焼却灰と薬剤処理後のばいじん）は、三重中央開発㈱（三重県伊賀市）で焼成処理を行い、道路の路盤材に再生利用しています。

不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（古紙、ビン、カン、ペットボトル）、乾電池は、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザにて共同処理を行っています。不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎処理され可燃物、不燃物、金属類（鉄類、アルミ類）に選別されます。可燃物は、民間の処理施設に処理を委託しています。不燃物は民間の最終処分場で埋立処分しています。金属類は回収し再資源化しています。乾電池は、野村興産㈱（北海道）で再資源化され、水銀、亜鉛、鉄が回収されています。

その他の資源ごみ（軟質プラスチック、布類、蛍光灯、小型家電、廃食油、ペットボトルキャップ、インクカートリッジ、小型二次充電電池）については、民間事業者へ委託または民間事業者と連携することによって処理を行っています。

軟質プラスチック、布類は民間業者にて RPF に再資源化されています。蛍光灯は、民間事業者にて再資源化され、水銀、蛍光体が回収されています。小型家電は、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者で破碎され、プラスチック、鉄、ミックスメタルに再資源化されています。

公共施設から排出される生ごみは、平成 27 年度から当町の堆肥センターで堆肥化され、販売、再利用されています。

インクカートリッジ、小型二次充電電池は、メーカーが設立した法人で再資源化されています。廃食油は、福祉事業者が運営する事業所で BDF 原料として再利用されています。ペットボトルキャップは、商工会が回収し、民間事業者によってプラスチック原料に再資源化されています。

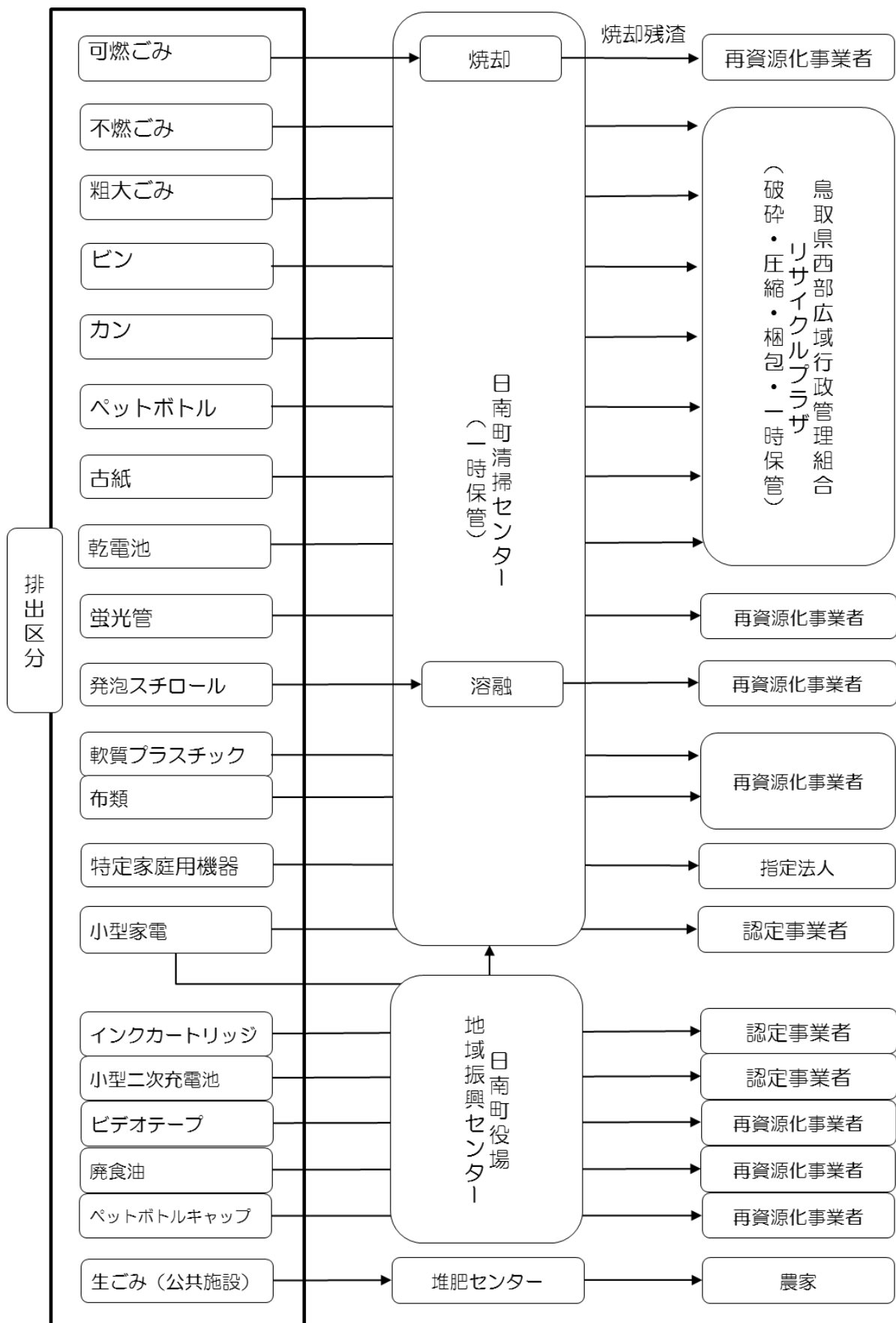


図 3-1-1 ごみ処理体制（平成 29 年度）

2. ごみの種類別発生量

ごみの排出量は平成 15 年度の 1,899t をピークとして平成 23 年度まで毎年減少し、平成 24 年以降は増減を繰り返しながら横ばいで推移していました。平成 27 年以降も増減を繰り返していますが、やや減少傾向にあります。町民 1 人 1 日あたりの排出量は増加傾向です。

表 3-1-1 ごみの種類別排出量の推移

年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	人	5,112	4,975	4,798	4,655	4,524	4,441	4,299	4,189	4,039
一般廃棄物	可燃ごみ	t / 年	1,006	990	952	965	993	989	984	960
	不燃ごみ	t / 年	101	97	90	97	105	96	88	92
	粗大ごみ	t / 年	10	12	10	11	21	11	11	8
	資源ごみ	t / 年	317	424	417	376	414	309	315	297
	その他	t / 年	1	2	3	14	4	6	0	0
合計	t / 年	1,435	1,525	1,472	1,463	1,537	1,411	1,398	1,391	1,374
1 人 1 日 平均総排出量	g / 人・日	767	840	841	861	928	870	891	910	929

出典：一般廃棄物処理業実態調査

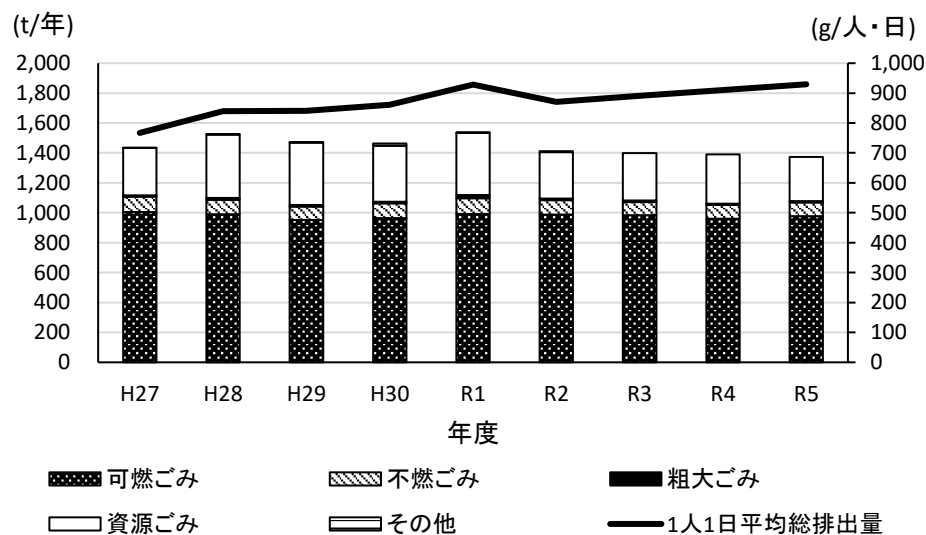


図 3-1-2 ごみの種類別排出量の推移

表 3-1-2 資源ごみの発生量の内訳

年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
紙 類	t/年	201	312	312	265	264	227	228	225	215
紙 パ ッ ク	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙 製 容 器 包 装	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 属 類	t/年	61	77	51	48	18	51	48	40	38
ガ ラ ス 類	t/年	9	17	19	19	0	17	15	15	15
ペ ッ ト ボ ト ル	t/年	9	9	9	10	0	10	10	10	11
白 色 ト レ イ	t/年	1	0	0	0	0	0	0	0	0
容 器 包 装 プ ラ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プ ラ ス チ ッ ク 類	t/年	8	7	7	7	6	7	7	6	6
布 類	t/年	13	12	10	11	12	6	7	8	6
肥 料	t/年	14	21	21	18	14	15	14	13	13
飼 料	t/年	0	0	9	9	0	0	0	7	1
溶 融 ス ラ グ	t/年	26	0	0	0	0	0	0	0	0
固 形 燃 料	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃 料	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セメント原料化	t/年	0	119	116	121	119	118	120	123	128
セメント工場直投	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 元 還 元	t/年	30	0	0	0	0	0	0	0	0
廃 食 用 油	t/年	2	1	0	1	0	0	1	0	0
そ の 他	t/年	3	4	9	9	13	11	0	11	10
合 計	t/年	377	579	563	518	446	462	450	458	443

出典：一般廃棄物処理業実態調査

表 3-1-3 資源ごみ処理量及びリサイクル率の推移

	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
資源ごみ処理量	t/年	377	579	563	518	446	462	450	458	443
リサイクル率	%	26.0	37.8	38.2	35.9	30.5	32.3	32.5	33.6	32.3

出典：一般廃棄物処理業実態調査

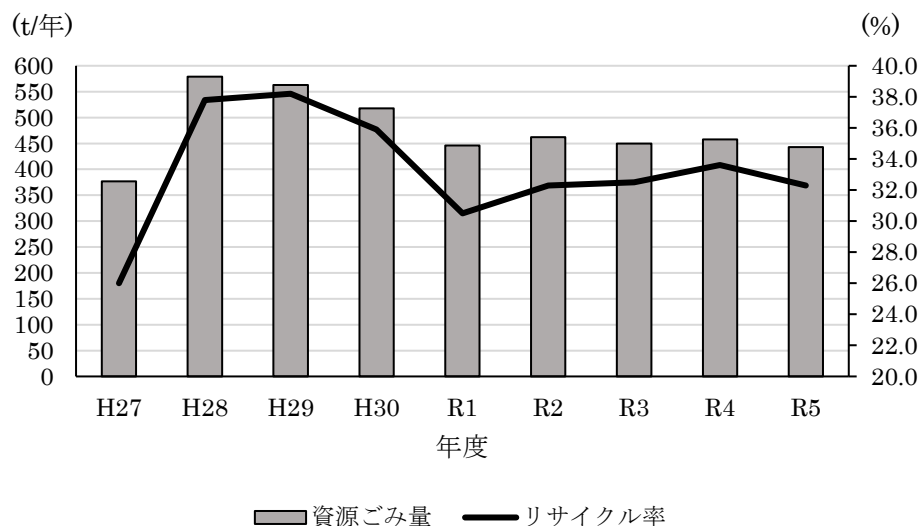


図 3-1-3 資源ごみ処理量及びリサイクル率の推移

3. ごみの性状

平成 27 年 9 月に実施した当町の燃やすごみの種類組成調査結果は、表 3-1-4 と図 3-1-4 のとおりです。最も多い種類組成は、紙類で乾燥重量ベースで約 47.6%を占めています。次に、ビニール類・合成樹脂が 19.9%、布類が 5.9%でした。紙おむつは 11.8%を占めており、高齢化の進行に伴って、今後さらに排出量が増えることが予想されます。また、ごみの 3 成分、低位発熱量、単位容積重量は表 3-1-5 のとおりです。

表 3-1-4 可燃ごみの種類組成検査結果（平成 29 年 9 月）

ごみの種類	単位 (%)
紙類	49.5
布類	6.7
紙おむつ	5.1
ビニール、皮革、ゴム、合成樹脂	23.3
木、竹、わら類	2.6
厨芥類	10.0
不燃物類	2.8
その他	0.0
小計	100.0

出典：ごみ質検査

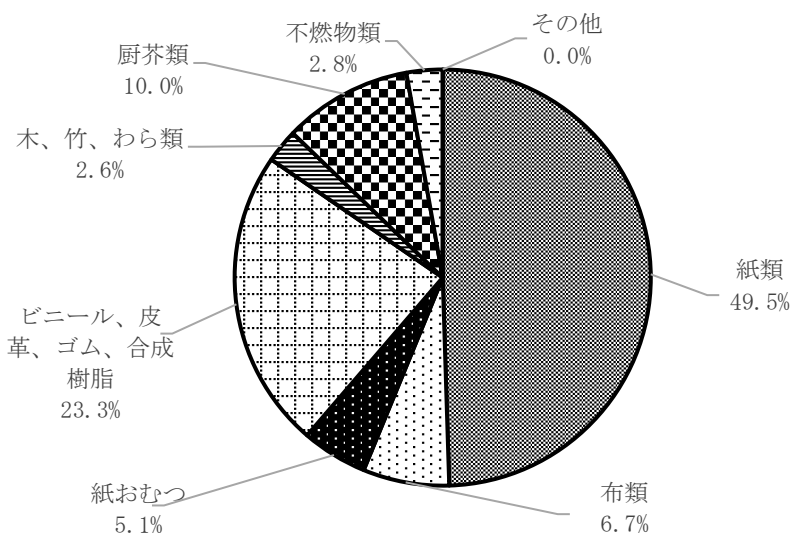


図 3-1-4 可燃ごみの種類組成

表 3-1-5 ごみ質検査結果（平成 29 年 9 月）

項目		ごみ質	単位
三成分	水分	47.0	%
	灰分	4.9	%
	可燃分	48.1	%
低位発熱量		7,880	kJ/kg
単位容積重量		180	Kg/m ³

出典：ごみ質検査

4. ごみの種類別の収集・運搬方法

当町のごみ収集方法は表 3-1-6 のとおりです。家庭系ごみの収集は、ごみの種類ごとにステーション収集方式、個別収集方式、拠点回収方式を組み合わせています。拠点回収には、ごみの種類ごとに清掃センター、役場、地域振興センターを利用しています。なお、清掃センターでは、廃食油、小型二次充電電池、インクカートリッジ、ペットボトルキャップを除くごみの直接持込を受入れています。事業系ごみの収集は、清掃センターでの拠点回収方式のみです。事業者は、自らの事業系一般廃棄物を処理しようとするときは、自ら清掃センターに持ち込むか、町の一般廃棄物収集運搬業の許可事業者へ委託しなければなりません。

当町の家庭系ごみ分別収集状況は表 3-1-7 のとおりです。5 区分 25 種類で収集を実施しています。このうち、資源ごみは大きく分けて 12 種類に分別しています。家庭系ごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみ、資源ごみ（ビン、カン、ペットボトル、発泡スチロール、軟質プラスチック、布類）で有料化を導入しています。生きビン、古紙類、有害ごみ、小型家電、廃食油、小型二次充電電池、インクカートリッジの処理手数料は無料です。袋の大きさにより料金を分けており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン、カン、発泡スチロール、ペットボトル、軟質プラスチック、布類）は 45 リットルの袋で 1 袋あたり 45 円、25 リットルの袋で 1 枚あたり 25 円を手数料として徴収し

ています。排出者がごみを清掃センターに直接持ち込む場合、指定袋による有料化を実施しているごみについては 10kg につき 40 円の処理手数料を徴収しています。特定家庭用機器については、リサイクル券がある機器について、運搬料を徴収したうえで清掃センターでの直接持込を受け入れています。

当町の事業系ごみは、事業者処理責任があることを前提としつつ、事業系一般廃棄物に該当するごみについて、清掃センターへの直接持込を受け入れています。分別の仕方は、家庭系ごみに準じます。10kg につき 200 円の処理手数料を徴収しています。なお、町は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処理を行っています。

当町の処理困難物は表 3-1-8 のとおりです。家庭から排出されるごみのうち、収集運搬車両や処理施設の損壊、環境を損なう恐れがある適正処理困難物については、町では収集・処理できないものとして、取扱い販売店や専門業者に依頼するように指導しています。

表 3-1-6 ごみ収集方法（令和 6 年度）

排出区分	収集方式	ごみの種類
家庭系ごみ	ステーション 収集方式	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン、生ビン、カン、発泡スチロール、ペットボトル、軟質プラスチック、布類、古紙類、有害ごみ）
	個別収集方式	不燃性粗大ごみ
	拠点回収方式	その他の資源ごみ（小型家電、廃食油、小型二次充電池、インクカートリッジ、ペットボトルキャップ）、可燃性粗大ごみ、特定家庭用機器
事業系ごみ	拠点回収方式	事業系一般廃棄物に該当するごみ及び「日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第 11 条第 5 項に規定する産業廃棄物

表 3-1-7 家庭系ごみ分別収集状況（令和 6 年度）

区分	種類	排出形態	収集場所	収集頻度	手数料
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木竹、紙おむつなど	指定袋	ステーション	週 2 回	450 45 円 200 25 円
不燃ごみ	プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、ゴム製品	指定袋	ステーション	月 1 回	450 45 円 200 25 円
不燃性粗大ごみ	自転車、スキー板、パイプハンガーなど	指定シール 不燃ごみ回収日の 1 週間前に清掃センターに電話で申し込み、不燃ごみの回収日に家の玄関前に出す。	戸別収集	月 1 回	200 円

可燃性粗大ごみ		木製の家具、コタツ、 電気カーペット		清掃セン ター	施設開所 時間中	
資源ごみ	缶	飲料用の鉄とアルミ 製の空き缶、缶詰め 缶、ミルク缶など	中身を空にして洗浄 する。	ステーシ ョン	月1回	450 45 円 200 25 円
	びん	飲料用の空きビン、 調味料ビンなど	中身を空にして洗浄 する。	ステーシ ョン	月1回	450 45 円 200 25 円
	新聞	新聞、チラシ	ヒモで十字に結ぶ。 紙以外のものを混ぜ ない。	ステーシ ョン	月1回	無料
	ダンボール	ダンボール	ヒモで十字に結ぶ。 ガムテープなどは取 り除く。	ステーシ ョン	月1回	無料
	牛乳パック	牛乳パック、ジュー スなどの飲料用パッ ク	ヒモで十字に結ぶ。 洗って、開き、乾燥 させる。	ステーシ ョン	月1回	無料
	その他紙 製容器包 装	ティッシュペーパー の箱、菓子箱、包装 紙など	ヒモで十字に結ぶ。	ステーシ ョン	月1回	無料
	雑誌	週刊誌、月刊誌など	ヒモで十字に結ぶ 紙以外のものを混ぜ ない。	ステーシ ョン	月1回	無料
	発泡スチ ロール	両面が白色のトレイ (精肉、鮮魚、青果 のトレイなど)、製魚 箱など	異物、汚物を洗浄し、 乾燥させる。	ステーシ ョン	月1回	450 45 円 200 25 円
	ペットボ トル	識別マークのある容 器（飲料用、酒類用、 醤油など）	指定袋	ステーシ ョン	月1回	450 45 円 200 25 円
	布類		指定袋	指定回収 場所	1回/2ヶ 月	450 45 円 200 25 円
	軟質プラ スチック	クレジットカードよ り薄いプラスチック	指定袋	ステーシ ョン	月1回	450 45 円 200 25 円
	有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水 銀体温計	透明な袋	ステーシ ョン	月1回	無料
	廃食油	動物油脂が含まれた 油は除く	専用回収ボックス	役場、地 域振興セ ンター、	施設開所 時間中	無料

				自治会館		
	ビデオ、カセット	ビデオテープ、カセットテープ	透明な袋	役場、清掃センター	施設開所時間中	450 45 円 200 25 円
	インクカートリッジ	メーカー純正インク	専用回収ボックス	役場、図書館	施設開所時間中	無料
	小型二次充電池	ニッケル水素電池、ニカド電池、リチウムイオン電池	専用回収ボックス	役場、地域振興センター	施設開所時間中	無料
	小型家電	政令指定 28 品目（電気コタツ、電気カーペット除く）	専用回収ボックス	清掃センター、役場、地域振興センター	施設開所時間中	無料
	特定家庭用機器	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	排出する製品にリサイクル券を添付する。	清掃センター	施設開所時間中	2500 円/個

表 3-1-8 適正処理困難物の例

スプリングマットレス、ガレキ、石膏ボード、自動車・バイクのタイヤ・ホイール、廃油、農薬、中身が入ったままのペンキ缶、プロパンガスのボンベ、消火器、ホームタンク、ドラム缶、バッテリー、オートバイク、スクーター、農機具類、その他危険なごみ

当町のごみ収集運搬業は、民間事業者に委託しています。

表 3-1-9 当町のごみ収集車両

車種	形式	台数
パッカー車	2t	1
	4t	1
ダンプ車	4t	2
アームロール車	5.5t	1
軽トラ	ダンプ式	1

5. 中間処理

可燃ごみについては当町単独で処理しており、日南町清掃センターで焼却処理しています。焼却残渣の処理については、運搬を㈱三光、焼成処理を三重中央開発㈱に委託しています。

表 3-1-10 焼却施設の概要

施 設 名 称	日南町清掃センター
所 在 地	鳥取県日野郡日南町下石見 1971
処 理 能 力	10t/8h
稼 動 年 月	平成 2 年 6 月
燃 焼 設 備	ストーカ炉
飛 灰 処 理 方 法	薬剤処理

当町の焼却処理実績は、表 3-1-11 と図 3-1-5 のとおりです。可燃ごみの焼却量は平成 23 年度以降増加しています。焼却残渣率は以下のように推移しています。

表 3-1-11 当町の焼却処理実績

年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
搬 入 量	t/年	1006	990	952	965	993	987	984	960	978
焼却残渣引取量	t/年	116	119	116	121	119	118	120	123	128
焼 却 残 渣 率	%	11.5	12.0	12.2	12.5	12.0	12.0	12.2	12.8	13.1

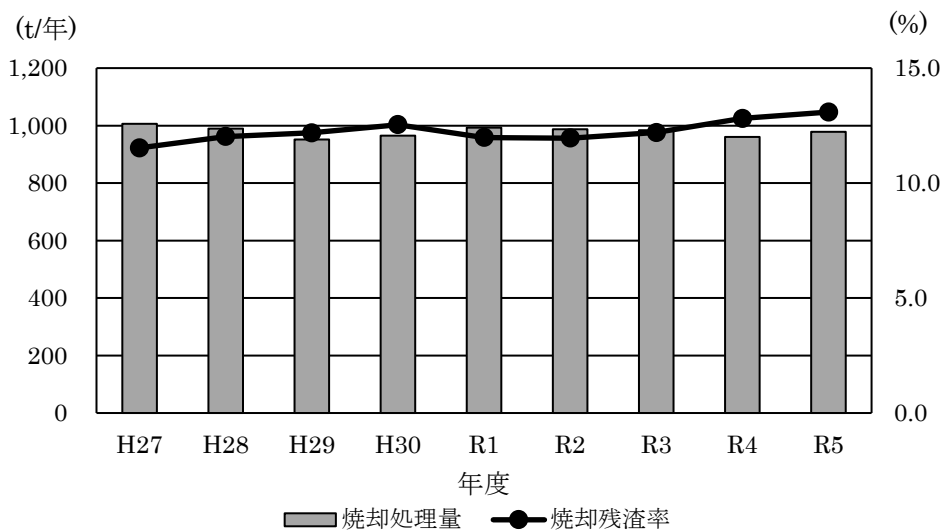


図 3-1-5 当町の焼却処理実績

公共施設から排出される生ごみについては、堆肥センターで牛糞と混合し、堆肥化処理をしています。製造した堆肥は、農家に販売されています。

表 3-1-12 当町の生ごみ堆肥化実績

年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生ごみ搬入量	t/年	12	19	21	18	14	12	14	13	11

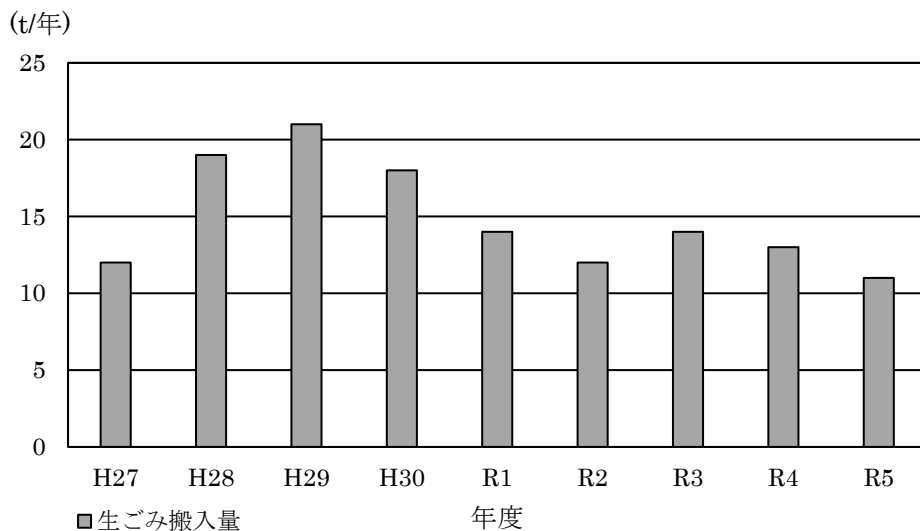


図 3-1-6 当町の生ごみ堆肥化実績

6. 再資源化

資源ごみは、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザにて分別、破碎、圧縮梱包、保管を経て民間事業者に販売しています。

7. 最終処分

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザで破碎処理された不燃ごみの不燃物残渣を民間の最終処分場に埋立処理しています。最終処分場は令和 13 年度に満杯になると見込まれており、令和 13 年以降の最終処分場の確保が急務となっています。

表 3-1-13 最終処分場の概要

施設名称	一般廃棄物第 2 最終処分場
所在地	鳥取県米子市淀江町小波地内
埋立面積	31,825m ²
埋立容量	489,657m ³
供用開始	平成 5 年 9 月 1 日
埋立期間	平成 5 年度～令和 13 年度（予定）
埋立地の種類	管理型（オープン）
埋立地物の種類	不燃物残渣、熔融固化物、ダスト固化物、土砂・がれき類
侵出水処理能力	120 m ³ /日
侵出水処理方法	侵出水→流量調整→生物処理→凝集沈殿処理→砂ろ過処理→ミクロンフィルター→RO 装置→滅菌処理→放流

表 3-1-14 当町の一般廃棄物最終処分場埋立実績

年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ焼却残渣	t/年	62	0	0	0	0	0	0	0	0
不燃物残渣	t/年	58	81	73	82	60	57	52	50	52
埋立合計	t/年	120	81	73	82	60	57	52	50	52

出典：一般廃棄物処理業実態調査

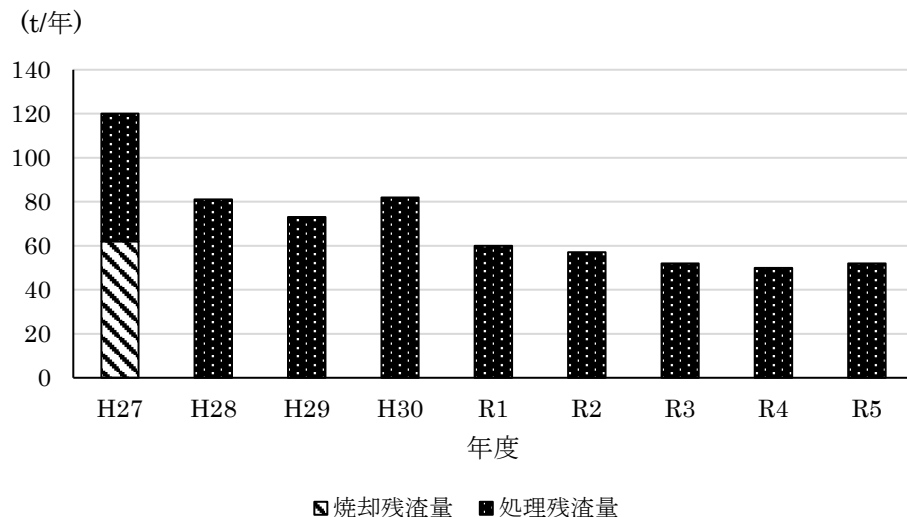


図 3-1-7 当町の一般廃棄物最終処分場埋立実績

8. ごみ処理経費

ごみ処理経費は、焼却施設の老朽化に伴い増加傾向で、平成 26、27 年度は 200,000 千円を超えました。ごみ 1t あたりの処理費及び 1 人あたりの処理費用は増加傾向にあります。

表 3-1-15 ごみ処理経費の状況

年度		単位	H23	H24	H25	H26	H27
ごみ処理経費	収集運搬経費	千円	55,416	56,488	57,990	53,107	61,754
	処理処分経費	千円	80,206	98,095	112,723	140,479	147,420
	そ の 他	千円	0	4,879	3,455	1,335	2,539
	合 計	千円	135,622	159,462	174,168	194,921	211,713

出典：一般廃棄物処理業実態調査

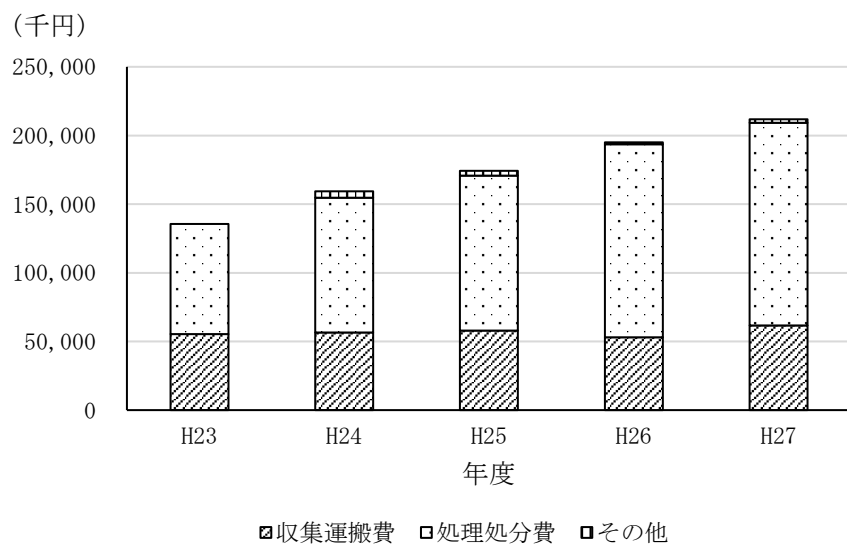


図 3-1-8 ごみ処理経費の状況

表 3-1-16 ごみ処理単価

年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27
ごみ 1t あたりの処理費用	千円/t	99	113	125	132	148
1 あたり ごみ 処 理 費 用	千円/人	24	29	32	37	41

一般廃棄物処理業実態調査から算出

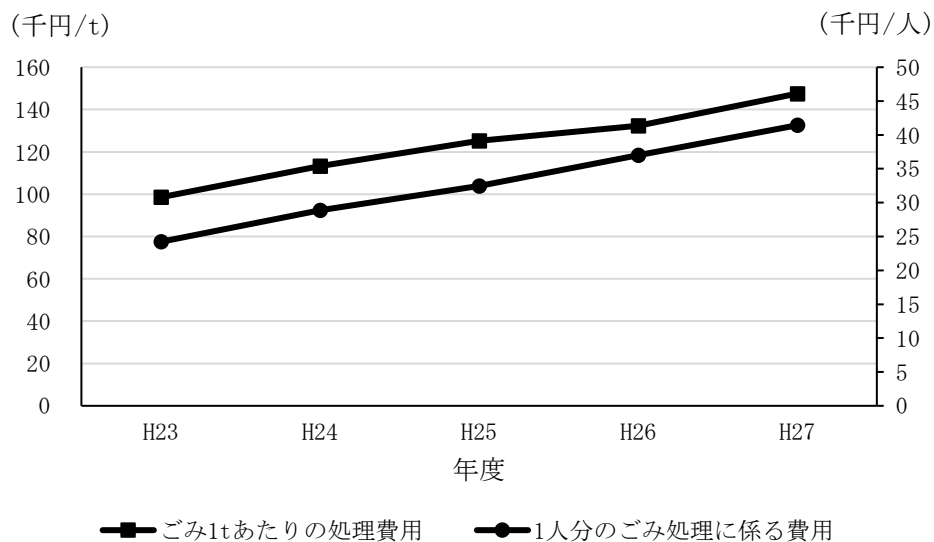


図 3-1-9 ごみ処理単価

表 3-1-17 受益者の負担状況

	単位	H23	H24	H25	H26	H27
1 人が支払う処理手数料	円/人	1, 594	1, 753	2, 153	1, 886	2, 295
受 益 者 負 担 割 合	%	6. 6	6. 1	6. 6	5. 1	5. 5

一般廃棄物処理業実態調査から算出

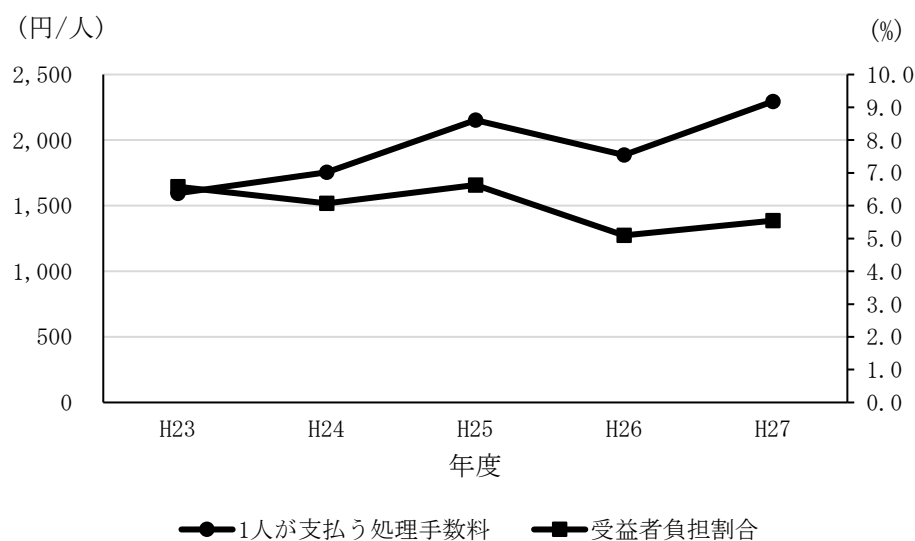


図 3-1-10 受益者の負担状況

9. ごみ処理の評価

平成 27 年度のごみ処理状況における当町及び全国の比較は表 3-1-18 のとおりです。

平成 27 年度における当町の 1 人 1 日当たりのごみの排出量及びリサイクル率は、全国平均を上回る実績です。このことから、当町のごみの減量及び再資源化の取り組みは、一定の成果をあげていると考えることができます。平成 27 年度における当町の 1 人当たりのごみ処理経費は、全国平均に比べて 2 倍以上高くなっています。これは、焼却炉の運転、維持管理に多額の費用がかかっていることが主な原因です。

当町は、ごみ処理については、全国平均を上回る実績をあげていますが、ごみの処理に全国平均の 3 倍近い費用がかかっています。原因として、焼却施設の維持管理、広い町内に人口が分散していることによるごみ収集効率の低さ、ごみの処理施設が遠方にあることによる輸送コストの高さなどがあげられます。

人口減少が避けられず、財政がますます厳しくなっていく当町は、ごみの焼却、再資源化、埋立、それぞれの費用対効果を検証し、ごみ処理を適切かつ経済的に実施していく必要があります。

表 3-1-18 平成 27 年度のごみ処理状況の日南町と全国平均の比較

項目	単位	日南町	全国平均
1 人 1 日 当 た り の ご む の 排 出 量	g/人・日	767	939
リ サ イ ク ル 率	%	26.0	20.4
1 人 当 た り の 廃 棄 物 処 理 事 業 経 費※1	円/人・年	41,431	15,339

出典：一般廃棄物処理業実態調査

※1. 一般廃棄物処理業実態調査及び平成 27 年 10 月 1 日推計人口から算出

第2節 ごみ処理の課題

1. ごみの減量

平成24年度以降、ごみ排出量は年間1,300t台で横ばいでした。人口減少を考えると1人あたりの排出量は、平成24年度以降、毎年増えています。平成23年度に1人1日あたり672gだった排出量が平成28年度には767gに増加しました。平成28年度は、前年度に比べて1人あたりの排出量は微増にとどまりましたが、増加が続いています。

近年、町外に転出した方が親の住宅を整理する事例が増えてきています。これまで住宅に保管されていたごみが排出されるようになってきていることも、1人あたりのごみの排出量が増加した一因になっています。住宅が次の使用者に円滑に引き継がれていくためには、住宅に保管されているごみが排出されることは望ましいことといえます。

当町では、昭和48年（1973年）には、可燃ごみ不燃ごみについて指定袋制による有料化を実施しました。その後、有料化対象品目を増やして、ごみ処理費用の適正負担とごみの減量化を進めてきました。また、平成21年度から平成23年度まで、公共施設から排出される生ごみの堆肥化実証事業に取り組み、その結果を踏まえて平成27年度から生ごみの堆肥化事業を実施しています。平成28年度からは道の駅での生ごみの回収も実施しています。

2. 適正処理

鍋、スcoopなどの不燃ごみや電池などの有害ごみの混入が確認されています。不燃ごみが混入するとコンベア等の焼却設備が傷むおそれがあります。また、電池が混入すると燃殻に重金属類が含まれる原因になります。可燃ごみへの不燃ごみなどの混入は、適正処理を困難にしており対策が必要です。

3. 資源循環

当町では、可燃ごみへの不燃ごみや資源ごみの混入が課題になっています。資源化可能な古紙類、布類が可燃ごみとして捨てられています。家庭ごみについては25種類に増やしてごみの再資源化を進めています。

4. 費用対効果

当町のごみの排出抑制から収集・運搬・中間処理・最終処分にかかる経費や広域処理の負担金について必要な財政措置を行う必要があります。人口減少、特に生産年齢人口の減少により税収が減少していく中で、より費用対効果の高いごみ処理体制の構築も併せて検討する必要があります。

5. ごみ出し困難者の支援

ごみ収集ルート沿いに居住するごみ出し困難者については個別収集を行っていますが、収集ルート沿いに居住しないごみ出し困難者のごみ出し支援が課題となっています。当町の高齢化率は、平成30年2月末時点で49.4%（住民基本台帳に基づく）を超えています。高齢による身体機能の低下が原因で、ごみを収集ボックスまで出すことが困難な方が増えていくと考えられます。令和6年度から「おたすけごみシール」を導入し、ごみ出しが困難な方に代わってヘルパー等がごみ出しできるようになりました。

行政だけでごみ出し困難者に対応することは困難であり、地域や福祉に関わる様々な主体と引続き連携して対応する必要があります。

6. 不法投棄対策

林道、道路の待避所、道路谷側斜面などの人目につきにくい場所で不法投棄が発生しています。町の職員が定期的に町内をパトロールしていますが、対策は後手に回っています。対策として、鳥取県との合同パトロールの実施やごみの適正処理について町民や事業者の啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って監視体制を強化する必要があります。

7. 野焼き

当町では、野焼き対策として、広報誌及び無線放送を活用した啓発に取り組んできましたが、野焼きが後を絶ちません。今後も広報誌等を活用した啓発活動を継続するとともに、野焼きをする人に対しては、口頭又は文書で是正指導を行っていますが、悪質な場合は、警察への通報を含めた対応を行います。

8. 無許可事業者

当町でも、違法な不用品回収業者によって特定家電や小型家電などが回収された事案が発生しています。違法性の認識がなく違法な事業者を利用している事例もあり、住民への啓発を強化していく必要があります。また、鳥取県、近隣自治体と連携を図って違法な不用品回収事業者への取締りを強化していく必要があります。

9. 災害廃棄物処理体制

平成 27 年 7 月に当町を含めた鳥取県西部の 7 町村と鳥取県産業廃棄物協会及び鳥取清掃事業協同組合が大規模災害で発生するがれきなどの廃物処理に関する協定を締結しました。災害発生時の災害ごみの仮置きや処理体制について検討を進めるとともに、周辺地域の自治体との連携体制の構築を図る必要があります。

10. 最終処分場の整備

当町は最終処分場を所有していません。また、当町も参加する鳥取県西部広域行政管理組合も最終処分場を所有していません。民間に最終処分を委託していますが、現在使用している最終処分場は令和 13 年度に埋立完了になる見込みです。ごみの減量化を進めるとともに、新しい最終処分場を確保する必要があります。

11. ごみ処理の広域化

当町は、不燃ごみ及び資源ごみの中間処理、処理残渣の最終処分などを鳥取県西部広域行政管理組合で実施しています。令和 14 年度以降に可燃ごみの広域処理を行うこととしていますが、処理能力や建設予定地などについては、「鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会」及び「鳥取県西部のごみ処理のあり方検討プロジェクトチーム」での検討が平成 30 年度から始まりました。人口減少などで処理単価は増加傾向にあり、より費用対効果が高い処理システムの構築が必要です。

第3節 ごみ処理行政の動行

1. 循環型社会の形成推進のための国の施策体系

循環型社会形成のための国の施策体系は、図 3-3-1 のとおりです。主な法律計画の概要は次のとおりです。

図 3-3-1 循環型社会の形成の推進のための国の施策体系

(1) 環境基本法

名 称	環境基本法
公 布	平成 5 年 11 月
最 終 改 正	令和 3 年 9 月
目 的	第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
基 本 理 念	① 環境の恵沢の享受と継承等 ② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等 ③ 国際的協調による地球環境保全の積極的推進

(2) 第4次環境基本計画

名 称	環境基本計画
根 拠 法	環境基本法 第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 6 年 12 月
最 終 改 正	平成 24 年 4 月（第 4 次環境基本計画）
環 境 政 策	1 優先的に取り組む重点分野 ① 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 ② 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上 ③ 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり ④ 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全。」安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現 ⑤ 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装 ⑥ 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献 2 震災復興、放射性物質による環境汚染対策

「物質循環の確保と循環型社会の構築」分野における重点的取組事項	① 「質」にも着目した循環資源の利用促進・高度化 ② 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組 ③ 2R を重視したライフスタイルの変革 ④ 地域循環圏の形成 ⑤ 循環分野における環境産業の育成 ⑥ 安全・安心の観点からの取組の強化 ⑦ 国際的な取組の推進
---------------------------------	--

(3) 循環型社会形成推進基本法

名 称	循環型社会形成推進基本法
公 布	平成 12 年 6 月
最 終 改 正	平成 24 年 6 月
目 的	第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
循環型社会の定義	第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(4) 循環型社会形成推進基本計画

名 称	循環型社会形成推進基本計画
根 拠 法	循環型社会形成推進基本法 第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 15 年 3 月
最 終 改 正	平成 25 年 5 月（第 3 次循環型社会形成推進基本計画）
基 本 的 方 向	1. 質にも着目した循環型社会の形成 ① 2R の取り組みがより進む社会経済システムの構築

	② 使用済み製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進 ③ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築 ④ 災害時の廃棄物処理システムの強化 ⑤ 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組と地域循環圏の高度化 ⑥ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用 2. 国際的取組の推進 3. 東日本大震災への対応
取 組 指 標 (一般廃棄物)	平成 32 年度目標 ① 「1 人 1 日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1 人 1 日当りに換算）」を平成 12 年度比で約 25% 減（約 890g/人日）とする。 ② 集団回収量、資源ごみ等を除いた値を「1 人 1 日当りに家庭から排出するごみの量」とし、平成 12 年度比で約 25% 減（約 500g/人日）とする。 ③ 事業系ごみ排出量を、平成 12 年度比で約 35% 減とする。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

名 称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
公 布	昭和 45 年 12 月
最 終 改 正	平成 29 年 6 月
目 的	第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
一 般 廃 棄 物 処 理 計 画	第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。 4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(6) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

名 称	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 13 年 5 月
最 終 変 更	平成 28 年 1 月
一般廃棄物の減量化の目標	

(7) 廃棄物処理施設整備計画

名 称	廃棄物処理施設整備計画
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
当 初 策 定	平成 15 年 10 月
最 新 計 画	平成 25 年 5 月
重 点 目 標	平成 29 年度目標 ①ごみのリサイクル率 22%（H24 見込み）→26%（H29） ②一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成 24 年度の水準（20 年分）を維持する。 ③期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 16%（H24 見込み）→21%（H29） ④浄化槽処理人口普及率 9%（H24 見込み）→12%（H12）

(8) 資源の有効な利用の促進に関する法律

名 称	資源の有効な利用の促進に関する法律
公 布	平成 3 年 4 月
最 終 改 正	平成 25 年 5 月
目 的	第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、

	使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
概 要	1) 事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化する 2) 製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策 3) 回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指す。

2. 鳥取県の計画

(1) 鳥取県廃棄物処理基本計画

名 称	鳥取県廃棄物処理計画		
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下、「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。		
当 初 策 定	昭和 50 年		
最 終 改 正	平成 28 年 3 月		
目 標 (一般廃棄物)	区 分	現 状 (平成 25 年度)	目 標 (平成 30 年度)
	ご み 排 出 量	210,000t	193,000t
	リ サ イ ク ル 率	26.1%	31%
	最 終 処 分 量	18,000t	10,000t

3. 鳥取県西部広域行政管理組合の計画

(1) 鳥取県西部地域 循環型社会形成推進地域計画

名 称	鳥取県西部地域 循環型社会形成推進地域計画
制 定	平成 27 年 1 月
最 終 改 正	平成 29 年 12 月
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 4 国は、廃棄物処理施設整備計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。
構 成 市 町 村	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
概 要	平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とした鳥取県西部地域を計画地域における一般廃棄物処理施設の整備計画。

4. 日南町の条例

(1) 日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

名 称	日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
制 定	平成 8 年 3 月
最 終 改 正	平成 21 年 3 月
目 的	第 1 条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
概 要	町民の責務、事業者の責務、町の責務、一般廃棄物の処理計画、廃棄物減量等推審議会の設置、一般廃棄物の処理、一般廃棄物処理業の許可、適正処理困難物の指定、町の廃棄物の減量、事業者等の廃棄物の減量、一般廃棄物の処理手数料、公共の場所の清潔保持などについて定めている。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本方針

当町では、ごみ処理の基本方針として、以下の項目を掲げます。

1. ごみの減量

町民・事業者の協力により、ごみの減量化・資源化に取り組んできましたが、平成23年度以降可燃ごみが増加しています。焼却施設の維持管理費の抑制、最終処分場の延命化のために焼却処理や埋立処分されるごみの減量を推進します。

2. 適正処理

減量化・資源化を行っても、なお排出されるごみについては、処理施設において経済的、技術的に可能な限り資源化を行い、最終的に残ったものについてのみ埋立による最終処分を行います。

可燃ごみについては、日南町清掃センターで焼却処理を行います。

不燃ごみ及び資源ごみ（古紙、ビン、カン、ペットボトル、乾電池）については、鳥取県西部の市町村で構成する鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザで中間処理を行います。その他の資源ごみ（軟質プラスチック、布類、蛍光灯、小型家電、廃食油、ペットボトルキャップ、インクカートリッジ、小型二次充電池）については、民間事業者へ委託または民間事業者と連携して処理を行います。

中間処理後の不燃物残渣等の資源化が困難な廃棄物については、民間事業者が経営する最終処分場で埋立を行います。ごみの減量による最終処分場の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を行います。現在使用している最終処分場が令和13年度（2031年）に埋立完了見込であることから、新規最終処分場の整備についても検討します。

3. 資源循環

町民の資源循環の関心を高めるため、自治会等と連携して啓発活動に取り組み、町民・事業者と連携した全町的なごみ減量とリサイクル活動の推進に取り組みます。

4. 費用対効果の改善

人口減少、特に生産年齢人口の減少により税収が減少しています。ごみの適正処理を前提としたうえで、より経済的に合理的なごみ処理体制を検討します。可燃ごみを焼却処理している日南町センターは、本計画の目標年である令和9年度には平成2年の供用開始から37年が経過します。設備の老朽化によって修繕では焼却能力を維持できなくなるおそれがあります。そこで、「鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会」及び「鳥取県西部のごみ処理のあり方検討プロジェクトチーム」で焼却処理の民間委託なども含めて検討します。

5. ごみ出し困難者への支援

ごみを収集場所まで出すことが困難な方が増えています。高齢者や障がい者などを支援する様々な主体と連携し、ごみ出し困難者の支援体制の構築を進めます。

6. 不法投棄対策

定期的に町内をパトロールし、不法投棄を監視します。さらに、鳥取県、鳥取県警や地域住民と連携を図って監視体制を強化します。

7. 野焼き対策

定期的に町内をパトロールし、野焼きを監視します。広報誌及び無線放送を活用した啓発に取り組めます。野焼きをする人に対しては、口頭又は文書で是正指導を行い、悪質な場合は警察への通報を含めた対応を行います。

8. 無許可事業者対策

違法事業者に関する啓発活動に取り組めます。鳥取県、近隣自治体と連携を図って違法な不用品回収事業者の監視に取り組めます。

9. 災害廃棄物処理体制の構築

災害時に発生する廃棄物の処理や災害などにより、一時的に町内や広域でのごみ処理等が不可能となった場合に備えて、関係機関と連携を図り、災害廃棄物の臨時集積場所などを検討します。また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制の整備を強化します。

10. 最終処分場の整備

鳥取県再生資源事業協同組合において最終処分場の整備に向けた検討を行います。

11. ごみ処理の広域化

令和 13 年度末で各市町村の焼却施設を廃止し、鳥取県西部で 1 本化する計画があります。鳥取県西部全体で人口減少が見込まれており、今後ますます構成市町村の財政が厳しさを増していくことが想定されます。施設の整備・運営方法について、経済的に合理的な方法を検討します。

12. 産業廃棄物の一般廃棄物とのあわせ処理

法令により産業廃棄物に区分される廃棄物が事業所から排出される場合、排出者の責任で産業廃棄物として処分されることを原則とします。ただし、当該産業廃棄物の質及び量が一般廃棄物と併せて処理することが可能であり、当町の社会条件を考慮したときに、一般廃棄物と併せて処理することが必要であると認められるときは、当該産業廃棄物を一般廃棄物と併せて処理を行います。

第2節 ごみ処理体制

1. 基本方針

計画目標年次である令和9年度（2027年）の当町のごみ処理体制及び処理方法は、図4-2-1のようになります。

当町の可燃ごみは当町の可燃ごみは燃やすごみとして令和6年度現在、日南町清掃センターで焼却処理を行っています。今後も維持管理を行いながら、日南町清掃センターでの焼却処理を継続します。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（古紙、ビン、カン、ペットボトル、乾電池）については、鳥取県西部の市町村で構成する鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザで中間処理を行います。リサイクルプラザに搬入した資源ごみは、資源化不適物の除去・圧縮・破砕・梱包などの中間処理後に民間事業者へ売却します。不燃ごみと粗大ごみはリサイクルプラザで破砕・選別後、金属類を回収し資源化します。リサイクルプラザで資源化できない不燃物残渣などは民間事業者の最終処分場で埋立処分します。

その他の資源ごみ（軟質プラスチック、布類、蛍光灯、小型家電、廃食油、ペットボトルキャップ、インクカートリッジ、小型二次充電電池）については、民間事業者に委託または民間事業者と連携して資源化を行います。公共施設から排出される生ごみは、当町の堆肥センターへ運び、完熟堆肥を製造し、販売、再利用します。

ごみの適正処理を前提としたうえで、より経済的に合理的なごみ処理体制を検討することとします。

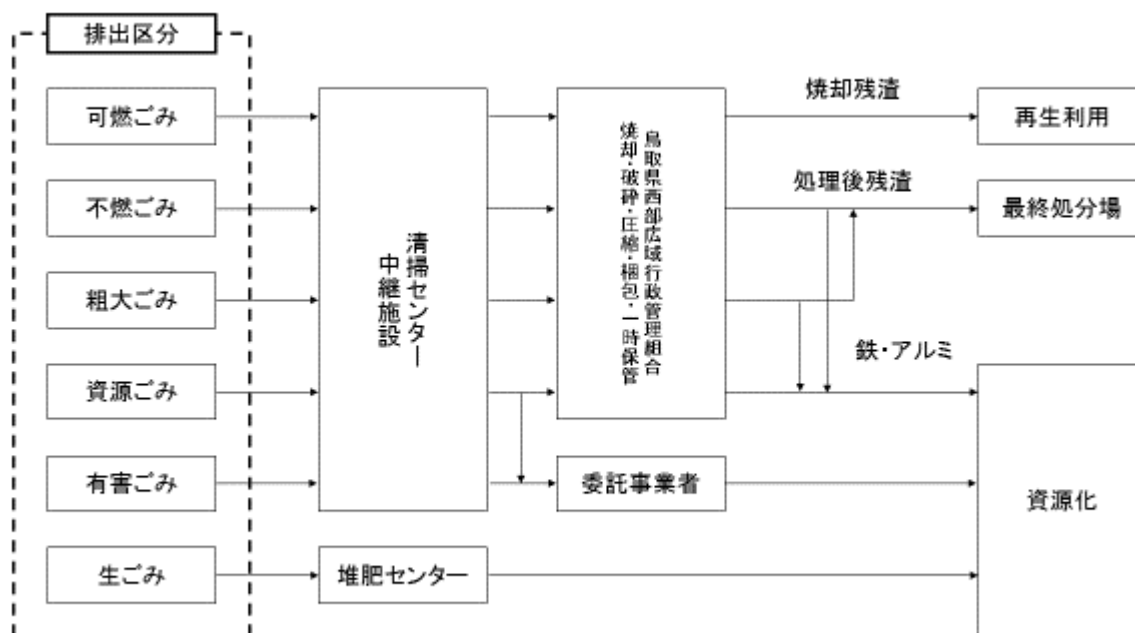


図4-2-1 ごみ処理体制（令和9年度）

第3節 ごみの排出抑制・再資源化計画

1. 基本方針

ごみの発生を抑制し、排出量の削減を図るとともに、資源ごみの分別排出の徹底を図り循環型社会の形成を推進します。

2. ごみの発生量及び処理量の見込み

計画ごみ量については、表 4-3-1 のとおりです。

表 4-3-1 計画ごみ量（総排出量）

(実績値)											(t)
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前回目標値 (R5)
家庭系	可燃ごみ	770	742	718	705	740	777	730	721	751	332
	不燃ごみ	87	85	80	85	93	85	75	84	85	22
	資源ごみ	243	229	202	199	191	173	305	183	166	194
	粗大ごみ	9	9	9	8	18	10	10	7	6	6
	その他	1	1	2	14	4	6	0	0	0	0
事業系	可燃ごみ	236	248	234	260	253	212	254	239	227	351
	不燃ごみ	14	12	10	12	12	11	13	9	7	23
	資源ごみ	74	195	215	177	223	136	10	147	131	205
	粗大ごみ	1	3	1	3	3	1	1	1	1	6
	その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計		1,435	1,525	1,472	1,463	1,537	1,411	1,398	1,391	1,374	1,138
1人1日あたりの ごみ排出量 (g/人日)		767	840	841	861	928	870	891	910	929	890

		(推計値)				(t)
		R6	R7	R8	R9	
家庭系	可燃ごみ	728	725	723	720	
	不燃ごみ	82	81	80	79	
	資源ごみ	162	156	153	149	
	粗大ごみ	6	6	6	5	
	その他	2	2	2	2	
事業系	可燃ごみ	227	227	227	227	
	不燃ごみ	7	7	7	8	
	資源ごみ	130	129	127	125	
	粗大ごみ	1	1	1	1	
	その他	0	0	0	0	
合計		1,345	1,334	1,326	1,316	
1人1日あたりの ごみ排出量 (g/人日)		937	954	975	993	

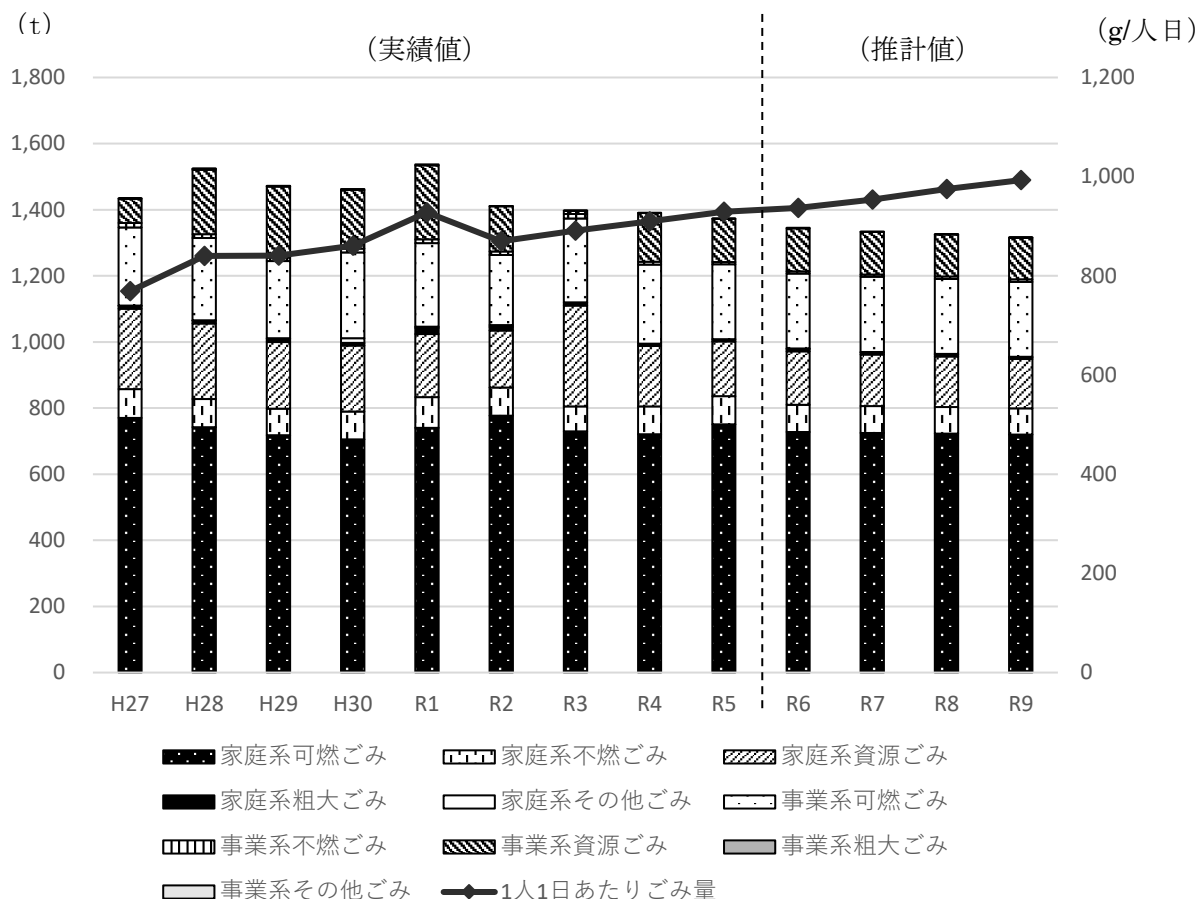


図 4-3-1 計画ごみ量（総排出量）

人口減少に伴いごみの総量は減少傾向ではありますが、1人1日あたりのごみ量は増加傾向にあります。前回計画における目標値と令和5年度の参考値を比較すると、合計では目標値を達成できていません。一方、家庭系の資源ごみ量及び事業系ごみの量は目標値を下回っているため、目標達成にあたっては家庭系可燃ごみ、不燃ごみの対策が必要です。

推計値については、R6年度以降も実績値と同様の傾向で見込みます。

3. ごみの排出抑制・再資源化目標

本計画における当町のごみの排出抑制・再資源化の実績及び目標は、表 4-3-2 のとおりです。当町は、令和5年度現在、リサイクル率は鳥取県の目標値を達成していませんが、1人1日あたりの一般廃棄物の排出量は、国及び鳥取県の目標値を達成しています。

計画年度の目標は、1人1日あたりの一般廃棄物の排出量を867g/人日、1人1日あたり家庭から排出するごみ量を616g/人日、リサイクル率35%、最終処分量を46tに変更します。令和9年度1人1日あたりの一般廃棄物の排出量推計値は993g/人日であり、目標達成のためには126g/人日の削減が必要です。国と鳥取県のごみ排出量及び再資源化目標と当町の目標との比較は表 4-3-3 のとおりです。

表 4-3-2 ごみの排出量・再資源化目標

項 目	単位	現況（令和 5 年度）	目標年次（令和 9 年度）
1 人 1 日あたりのごみ排出量	g/人日	929	867 以下
1 人 1 日あたり家庭から排出するごみ量	g/人日	682	616 以下
リ サ イ ク ル 率	%	32.3	35

表 4-3-3 国・県と当町の排出量・再資源化目標の比較

計 画 作 成 主 体	単位	日南町（本計画）	国※1	鳥取県
目 標 年 次		令和 9 年度	平成 32 年度	平成 30 年度
1 人 1 日あたりのごみ排出量	g/人日	867 以下	約 890	945※3
1 人 1 日あたり家庭から排出するごみ量	g/人日	616 以下	約 500	—
リ サ イ ク ル 率	%	35	—	31※2

※1 循環型社会形成推進基本計画

※2 鳥取県廃棄物処理計画

※3 第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン

4. ごみの排出抑制・再資源化の取組み

(1) 町民の取り組みに対する促進・支援

- ・町民による自主的な取り組みを促進するため、家庭における排出抑制・リサイクルに関する情報提供や啓発の充実を図る。
- ・過剰包装や使い捨て容器の購入及び使用の自粛、詰め替え製品やリターナブル容器の購入・使用を呼びかける。
- ・買い物袋を持参するマイバック運動の実施とレジ袋削減への協力を要請する。
- ・資源物をできる限りリサイクルするため、分別の徹底を啓発していく。グリーンコンシューマー（できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者）活動を推進する。
- ・ごみ問題に対する意識向上のため、町民に対するごみ処理施設の見学会等の機会を設ける。

(2) 事業者の取り組みに対する促進・支援

- ・事業所による自主的な取り組みを促進するため、ごみ減量・資源化等に関する
- ・取り組み事例等を掲載した事業系ごみに関するパンフレットの作成・配布等を行い、情報提供と指導の充実を図る。
- ・簡易包装やレジ袋削減等の取り組みについて啓発を行う。
- ・小売店が実施する店頭での資源物回収等について啓発を行う。
- ・環境に配慮している小売店・事業所等を広報等で紹介する。

(3) 行政の行動

- ・町外からの転入者等に対して、分別について説明する機会を設ける。
- ・町は、町民・事業者の規範となるよう、コピー用紙の裏面使用の徹底等、率先してごみの排出抑制等

に取り組むとともに、その取り組みについて積極的に情報を公開する。

- ・町は、町民・事業者の規範となるよう、再生品や環境に配慮した商品を積極的に購入・使用する。
- ・ごみの資源化・有効利用の方法や事例・効果等を研究し、当町に導入可能な施策を検討する。
- ・食べきり運動を推進する。

第4節 ごみの収集・運搬計画

1. 基本方針

分別排出の周知を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬を安全かつ衛生的に実施します。

2. ごみ収集対象区域

当町の行政区域内全域とします。

3. ごみ収集・運搬機材

ごみの収集・運搬業務は民間事業者に委託します。ごみの収集・運搬機材は平成29年度時で表4-4-1のとおりです。ごみ質、受け入れ体制が大きく変化した場合、必要に応じて見直しを行います。ごみの収集・運搬車両を更新する際には、低公害車の導入を推進します。

表4-4-1 ごみの収集・運搬機材

車種	形式	台数
パッカー車	2t	1
	4t	1
ダンプ車	4t	2
アームロール車	5.5t	1
軽トラ	ダンプ式	1

4. ごみの収集区分

ごみの分別収集区分と収集方法は、表4-4-2のとおりとします。ごみ質やごみ量の変化、処理・処分方法、施設での受け入れ体制の変更など状況が大きく変化した場合は、効率的な収集・運搬体制を検討し、適宜見直しを行います。

表4-4-2 ごみの分別収集区分と収集方法

区分	種類	排出形態	収集場所	収集頻度	手数料
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木竹、紙おむつなど	指定袋	ステーション	週2回	450 45円 200 25円
不燃ごみ	プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、ゴム製品	指定袋	ステーション	月1回	450 45円 200 25円
不燃性粗大ごみ	自転車、スキー板、パイプハンガーなど	指定シール 不燃ごみ回収日の1週間前に清掃センターに電話で申し込	戸別収集	月1回	200円

			み、不燃ごみの回収 日に家の玄関前に出 す。			
可燃性粗大ごみ		木製の家具、コタツ、 電気カーペット		清掃セン ター	施設開所 時間中	
資源ごみ	缶	飲料用の鉄とアルミ 製の空き缶、缶詰め 缶、ミルク缶など	中身を空にして洗浄 する。	ステーシ ョン	月 1 回	450 45 円 200 25 円
	びん	飲料用の空きビン、 調味料ビンなど	中身を空にして洗浄 する。	ステーシ ョン	月 1 回	450 45 円 200 25 円
	新聞	新聞、チラシ	ヒモで十字に結ぶ。 紙以外のものを混ぜ ない。	ステーシ ョン	月 1 回	無料
	ダンボー ル	ダンボール	ヒモで十字に結ぶ。 ガムテープなどは取 り除く。	ステーシ ョン	月 1 回	無料
	牛乳パッ ク	牛乳パック、ジュー スなどの飲料用パッ ク	ヒモで十字に結ぶ。 洗って、開き、乾燥 させる。	ステーシ ョン	月 1 回	無料
	その他紙 製容器包 装	ティッシュペーパー の箱、菓子箱、包装 紙など	ヒモで十字に結ぶ。	ステーシ ョン	月 1 回	無料
	雑誌	週刊誌、月刊誌など	ヒモで十字に結ぶ 紙以外のものを混ぜ ない。	ステーシ ョン	月 1 回	無料
	発泡スチ ロール	両面が白色のトレイ (精肉、鮮魚、青果 のトレイなど)、製魚 箱など	異物、汚物を洗浄し、 乾燥させる。	ステーシ ョン	月 1 回	450 45 円 200 25 円
	ペットボ トル	識別マークのある容 器（飲料用、酒類用、 醤油など）	指定袋	ステーシ ョン	月 1 回	450 45 円 200 25 円
	布類		指定袋	指定回収 場所	1 回/2 ヶ 月	450 45 円 200 25 円
	軟質プラ スチック	クレジットカードよ り薄いプラスチック	指定袋	ステーシ ョン	月 1 回	450 45 円 200 25 円
	有害ごみ	乾電池、蛍光管、水 銀体温計	透明な袋	ステーシ ョン	月 1 回	無料

	廃食油	動物油脂が含まれた油は除く	専用回収ボックス	役場、地域振興センター、自治会館	施設開所時間中	無料
	ビデオ、カセット	ビデオテープ、カセットテープ	透明な袋	役場、清掃センター	施設開所時間中	450 45 円 200 25 円
	インクカートリッジ	メーカー純正インク	専用回収ボックス	役場、図書館	施設開所時間中	無料
	小型二次充電池	ニッケル水素電池、ニカド電池、リチウムイオン電池	専用回収ボックス	役場、地域振興センター	施設開所時間中	無料
	小型家電	政令指定 28 品目（電気コタツ、電気カーペット除く）	専用回収ボックス	清掃センター、役場、地域振興センター	施設開所時間中	無料
	特定家庭用機器	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	排出する製品にリサイクル券を添付する。	清掃センター	施設開所時間中	2500 円/個

5. 事業系一般廃棄物

廃棄物処理法第 3 条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。しかし、当町内の事業所は、比較的小規模の事業所が多いため、一部を除き事業系一般廃棄物を家庭系ごみと同様に分別排出することで、施設への受入れを行っています。今後も継続して、事業系ごみは直接搬入としますが、事業者に対して事業系一般廃棄物の排出抑制や再生利用についての指導を行っていきます。

6. 在宅医療廃棄物

今後、高齢化が進むにつれ、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下、「在宅医療系廃棄物」という。）の増加が懸念されます。在宅医療系廃棄物の処理の在り方については、「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」（平成 17 年 9 月 8 日、環廃対発 050908003 号・環廃産発 050908001 号）において、最も望ましい方法として次の方法があげられています。

- ① 注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。
- ② その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する。

当町では、在宅医療に使用した注射器・注射針・点滴針・血液付着物については、医療機関・薬局へ引取依頼をするように指導します。その他の在宅医療系廃棄物については、当町が可燃ごみとして収集を行います。

7. 当町が受け入れないごみ

当町が受け入れない主要なごみとその対処方法は、表 4-4-3 のとおりとします。受け入れないごみは適正処理困難物です。受け入れないごみとその対処方法の周知と指導を行います。

表 4-4-3 当町が受け入れない主要なごみとその対処方法

受け入れられないごみ		対処方法
適正処理 困難物	自動車・バイクのタイヤ・ホイール、廃油、農薬、中身が入ったままのペンキ缶、プロパンガスのボンベ、ホームタンク、ドラム缶、バッテリー、ピアノ、農機具類、その他危険なごみ	購入先、販売店、又は専門業者等に依頼する。
	消火器	・購入先、販売店、又は㈱消火器リサイクル推進センターに相談する。
	オートバイクター	・購入先、販売店、二輪車リサイクルセンターに相談する。
	医療関係器具	・鋭利なもの、血液の付着しているものは、医療機関に戻す。 ※ 上記以外は、燃やすごみとして出す。
	庭土・土砂・砂利	・廃棄物の処理および清掃に関する法律第 2 条により、土地造成等の有用物であり廃棄物ではありません。 ※ 少量の土やペット用の砂は、燃やすごみとして出す。

第5節 ごみの中間処理計画

1. 基本方針

可燃ごみ、生ごみについては、当町単独で適正に中間処理を行います。不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（古紙、ビン、カン、ペットボトル、乾電池）については、鳥取県西部広域行政管理組合のリサイクルプラザにおいて適正に中間処理を行います。中間処理施設では、極力資源化を行い、資源化できないものについては減量化・減容化を図り、最終処分量を軽減します。また、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるための方策を講じます。その他の資源ごみ（軟質プラスチック、布類、蛍光管、小型家電、廃食油、ペットボトルキャップ、インクカートリッジ、小型二次充電電池）については、民間事業者へ委託し、法に則り適切に資源化を行います。

2. 中間処理施設の維持管理

施設の長寿命化を図るため、必要に応じた点検整備や補修等を実施し、適正な維持管理を行います。

3. 情報公開

廃棄物処理法改正（平成23年4月1日施行）において、廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表が義務付けられました。当町では、日南町清掃センターで焼却した一般廃棄物の量やダイオキシン類の排出状況など施設の運営管理状況について、当町のホームページなどで情報公開をします。

第6節 最終処分計画

1. 基本方針

組合の中間処理施設で発生した残渣は、ごみの搬入量に応じて引き取り、民間事業者の最終処分場において埋立処分します。

2. 最終処分量

当町で発生するごみの最終処分量の実績・目標及び国・県と当町の最終処分量の比較は、それぞれ表4-6-1及び表4-6-2のとおりです。

表4-6-1 最終処分量の実績・目標

項目	現況（令和5年度）	目標年次（令和9年度）
最終処分量	52t	46t

表4-6-2 国・県と当町の最終処分量の比較

	日南町（本計画）	国※1	鳥取県※1
最終処分量	46t	4,250,000t	10,000t

3. 最終処分場の維持管理

環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるため、最終処分場で埋立処分する廃棄物の質を適正に管理します。

4. 情報公開

廃棄物処理法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）において、廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表が義務付けられました。当町では、日南町一般廃棄物最終処分場に埋め立てた一般廃棄物の種類や量、水質の測定結果など施設の運営管理状況について、当町のホームページ、広報などで情報公開をします。

5. 新規最終処分場の整備

当町の一般廃棄物は、鳥取県西部広域行政管理組合をとおして民間事業者の最終処分場で処分しています。現在使用している最終処分場は、令和 13 年度(2031 年)に埋立完了になる見込みです。そこで、新たな最終処分場を整備する必要があります。最終処分場を整備するためには、計画、設計、調査、工事等で 5 年程度かかります。